

ご存じですか？  
国からの授業料支援

# こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金



## 1. 高等学校等就学支援金制度とは

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。**返済は不要です。**

## 2. 対象者

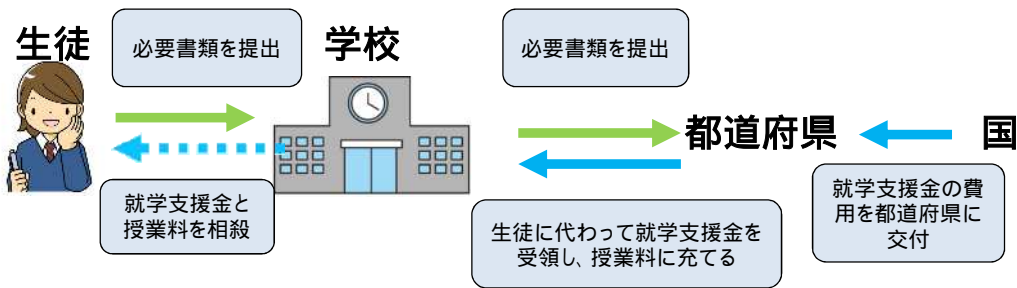
月の始めに高等学校や専修学校高等課程等に在籍している者  
次のいずれかに該当する者は、**支給が受けられません。**

- ・保護者等の市町村民税所得割額が30万4200円以上の者(5, 6を参照)
- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算)が通算して36月を超えた者

## 3. 支給方法

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。**生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。**

授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、就学支援金相当額を受け取る場合もあります)。



## 4. 受給するために必要な手続

### 申請をしなければ支援は受けられません

### (1) 申請手続(4月の入学時)

申請書(進学先の高校で配布されます)

市町村民税所得割の記載された書類

・市町村民税・県民税の「特別徴収税額決定・変更通知書」(勤務先を通じて配布)

・「住民税納税通知書」(市町村から送付)・課税証明書(市町村で発行)

**虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。**

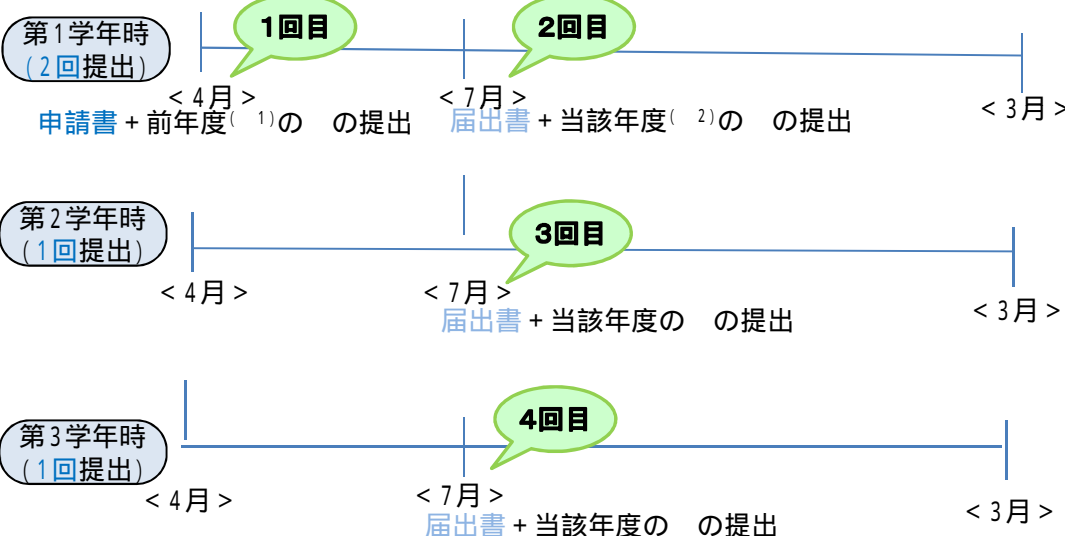
### (2) 届出手続(毎年6月~7月頃)

届出書(進学先の高校で配布されます)

市町村民税所得割の記載された書類

と を、高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。

は原則、親権者(例:父母がいる場合、父と母の両方)全員分が必要です。その他、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。



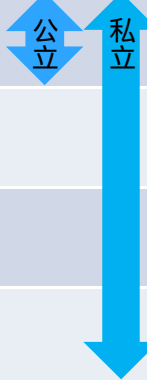
1 平成29年度に提出する場合は、28年度の市町村民税所得割の記載された書類

2 平成29年度に提出する場合は、29年度の市町村民税所得割の記載された書類

「市町村民税所得割」とは、住民税の税額のひとつで、所得に応じて課税されます。

## 5. いくら支給されるの？

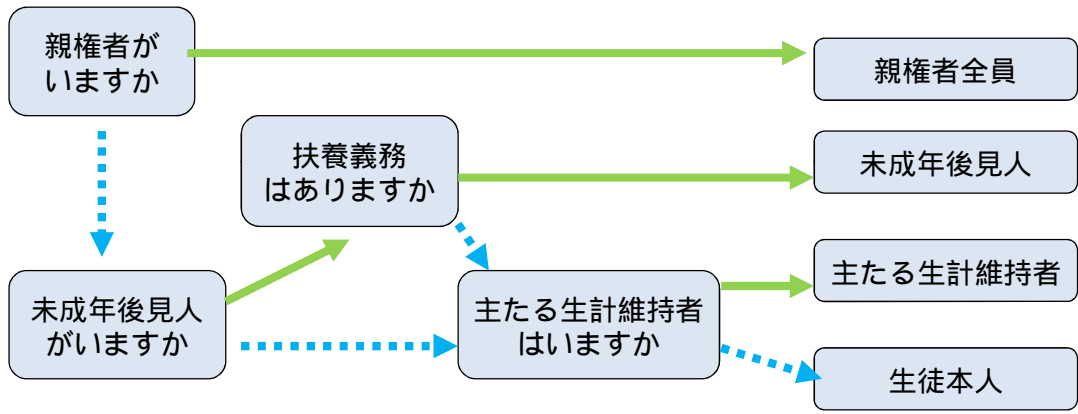
市町村民税所得割額（保護者の合算）	支給額（全日制・年額）
30万4,200円未満 （年収590万円～910万円未満程度）	11万8,800円
15万4,500円未満 （年収350万円～590万円未満程度）	17万8,200円
5万1,300円未満 （年収250万円～350万円未満程度）	23万7,600円
0円（非課税） （年収250万円未満程度）	29万7,000円



市町村民税所得割額が30万4,200円以上の場合、就学支援金の対象となりません。授業料と就学支援金の差額は負担していただきます。定時制・通信制の場合、支給額が異なります。年収は目安であり、申請の基準となるのは、「市町村民税の所得割額」です。

## 6. 誰の市町村民税所得割の記載された書類を提出するの？

はい  
いいえ



親権者のどちらか一方の市町村民税所得割の記載された書類を提出することが、ドメスティック・バイオレンスなどの理由により困難と認められる場合、該当する親権者の分の提出は不要です。その場合は学校・都道府県にご相談下さい。

## 7. 市町村民税所得割の記載された書類って何？ （下の具体例は、市(町村)民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」）

この「市(町村)民税」「所得割額(差引所得割額と記載の場合あり)」の親権者の合計額が基準。県民税は含みません。

平成28年度 市(町村)民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の所得区分	課税標準	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	総所得金額	税額控除前所得割額	市民税 税額控除額	所得割額	均等割額	県民税 税額控除額	市(町村)民税 所得割額
----	------	------	---------	--------------	------	------	--------	--------	--------	----------	------	-------	-----------	-----------	------	------	-----------	--------------

CHECK

配偶者控除が適用されていて、配偶者が非課税の場合は、配偶者の所得割が確認できる書類は不要です。また、配偶者特別控除が適用されている方は、配偶者にも市町村民税所得割が課税されていると思われるので、それぞれの書類の提出が必要です。

市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

- 市町村民税・県民税の「特別徴収税額決定・変更通知書」(勤務先を通じて配布)
- 「住民税納税通知書」(市町村から送付)
- 課税証明書(市町村で発行)

税の申告をしておらず、市町村民税所得割の記載された書類が発行されない場合には、まず申告して下さい。

お問合せ先：  
文部科学省高校修学支援ホットライン（平日10:00～17:00）電話 03-6734-3176  
ホームページ：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

（公立高校）神奈川県教育委員会教育局行政部財務課  
電話 045-210-8113  
（私立高校）神奈川県県民局次世代育成部私学振興課  
電話 045-210-3793